

# 市からの お知らせ

- 主催者
- 対象・定員
- 日時・期間
- 場所・会場
- 費用  
(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 託児あり

**はがき・ファクス・Eメールで申し込む場合の記入例**

あて先は各記事の申込先へ、住所の記載がないものは市役所「〒181-8555 三鷹市役所 課」へ。  
往復はがきの場合は返信用にも住所・氏名を記入してください。

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育希望の有無など)

## お知らせ

**環境標語の入賞作品が決まりました**  
受賞作品(応募総数534点)市長賞=「もったいない! その一言が地球を救う」渡辺峻弘さん、環境基金活用委員会会長賞=「忘れない 自然の一部 ぼくたちも」宮原峻人さん、ほかに優秀賞12人。  
入賞作品は6月21日のドリームエコミュージカルで発表し、作者に賞状と副賞を呈しました。全応募作品は市のホームページでご覧いただけます。  
☎環境対策課内線2523

## 税金

**平成19年中に所得が減って所得税が課税されなかった方減額申告は7月31日(木)までに**  
税源移譲時の経過措置として、平成19年分の所得額が減ったことなどにより所得税が課税されなかった方は、減額申告を行うと平成19年度の市民税・都民税が税源移譲前の水準に減額されます。  
この経過措置に該当すると思われる方で、平成19年度と平成20年度の市民税・都民税の申告がお済みの方には、6月27日に減額申告のお知らせを郵送しま

した。申告期間は7月31日(木)までです。でお早めにご提出ください。  
☎市民税課内線2342

## 子育て・教育

**夏休みの自主学習は社会教育会館で!**  
夏休みの間、自主学習スペースを開かれています。  
☎小・中・高校生  
☎7月22日(火)~8月31日(日)の午前9時30分~午後5時(水曜日休館)  
☎社会教育会館  
☎期間中会場へ  
☎同館☎49-2521  
**むらさき子どもひろば 7月の行事(乳幼児対象)**  
げんきっ子ランド  
☎月~金曜日の午前9時~10時50分  
ぼかぼかわらべ  
☎月~金曜日の午前10時30分~10時40分  
歌って踊って~あそびましょ  
☎月~金曜日の午前11時~11時15分  
お誕生日会を希望する方は午前10時30分までに受付へ。  
かきかきお絵かきタイム  
☎2歳~小学生  
☎月~金曜日の午後3時~4時15分  
今月のスペシャルイベント  
☎ティッシュでモコモコボール作り

(1歳6カ月~就学前児)=7月22日(火)午前10時30分~11時15分、赤ちゃんおしゃべりルーム(0~2歳未満)=7月23日(水)午前11時~11時45分、わくわくプール=7月25日(金)・28日(月)・30日(水)の午前10時~10時45分  
☎いずれも当日会場へ  
☎同ひろば☎49-5500  
**ちいさなお話し会**

大型絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなど。  
☎連雀地区住民協議会  
☎0~3歳のお子さんと保護者  
☎7月28日(月)午前11時~11時30分  
☎連雀コミュニティセンター  
☎当日会場へ  
☎同センター☎45-5100

**東児童館 乳幼児のための水遊び広場**  
ビニールプールで、水遊びを楽しみましょう。  
☎7月22日(火)~8月1日(金)の月~金曜日午前10時~11時30分  
☎着替え、タオル  
☎期間中会場へ  
☎同館☎44-2150

**すくすくひろばで水遊びを楽しもう**  
☎0~3歳のお子さん  
☎7月29日(火)~8月22日(金)の平日午前11時15分~午後1時  
☎水着またはパンツ、タオル、着替え  
☎期間中会場へ  
☎同ひろば☎45-7710

**西児童館 乳幼児のあそびひろば(7月後半)**  
ちびっこの日  
☎開館日の午前9時~午後1時  
サークルタイム  
☎月~土曜日の午前11時45分から  
ちびっこの日スペシャル「7月生まれの誕生会」  
☎7月31日(木)午前11時30分から  
☎いずれも当日会場へ

**ちびっこプールの日**  
☎9月5日(金)までの気温が高い平日午前10時~11時30分  
☎着替え、タオル  
☎期間中会場へ  
☎同館☎31-6039  
**児童扶養手当・ひとり親医療証・特別児童扶養手当の現況届**  
現況届の提出は、手当や医療証を今後も継続できるかどうかを判定するための、毎年行う大切な手続きです。提出が遅れ

ると、支給資格があっても継続できなくなる場合がありますので、ご注意ください。  
☎児童扶養手当・ひとり親医療証は8月1日(金)~29日(金)に、特別児童扶養手当は8月11日(月)~9月10日(水)に直接、子育て支援室 市役所4階41番窓口へ  
ひとり親医療証現況届は郵送も可。  
☎子育て支援室☎内線2676  
**夏休み10日間連続補習教室**  
☎小学3~6年生(算数・国語・図工)、中学1~3年生(英語・数学・国語)  
☎8月4日(月)~15日(金)(土・日曜日を除く)  
☎シルバー人材センター  
☎1科目9,500円  
☎☎7月23日(水)までの平日午前8時30分~午後4時に同センター☎48-6721へ

## 高齢者

**介護者談話室**  
懇談や介護用品の展示、相談など。  
☎三鷹市社会福祉協議会  
☎7月29日(火)午後1時30分~4時  
☎ピアいのかしら談話室(井の頭2-13-6)  
☎当日会場へ  
☎同協議会☎79-3505・☎zaitaku@mitakashakyo.or.jp

**禅林寺龍華会基金で車椅子(手動式)を贈呈**  
☎経済的理由で車椅子の購入が困難な、市在住の高齢者(介護保険でレンタル可能な方を除く)  
☎7月31日(木)(消印有効)までに、はがきに必要事項(上記参照)と性別、申し込みの具体的な理由を記入し「〒181-8555 三鷹市社会福祉協議会在宅サービス係」へ(申込多数の場合は抽選)  
☎同協議会☎79-3505

**三鷹いきいきプラスの無料パソコン講習会**  
文字入力、マウス操作、インターネット、電子メールなどを2日間で体験。  
☎55歳以上の市民でパソコン初心者または未経験者12人  
☎8月4日(月)・7日(木)午前9時30分~午後0時30分(全2回)  
☎三鷹産業プラザ  
☎月・水・金曜日の午前10時~午後4時に三鷹いきいきプラス事務局☎70-5753へ(先着制)  
受講者は三鷹いきいきプラスの会員になっていただきます(入会金・会費無料)。

## 市税条例の一部を改正しました

地方税法などの改正に伴い、市税条例の一部を改正しました。

### 【個人市民税】

個人市民税の住宅借入金など特別税額控除の申告期限の特例  
納税通知書が届いた後でも、市長がやむを得ない理由があると認めるときは申告ができるようになりました。

個人市民税の特定中小会社発行株式に係る譲渡所得などの課税の特例の廃止  
売却時点での譲渡益を2分の1に圧縮する特例措置が廃止になりました。

公的年金などからの特別徴収制度の創設  
老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の方について、平成21年10月から公的年金などから個人の市民税・都民税を特別徴収する制度を創設しました。

地方公共団体に寄附をした場合の寄附金税額控除  
平成21年度から、所得割額の10%を限度として、所得税と個人住民税を合わせて、地方公共団体に対する寄附金の全額が控除されます。

控除対象寄附金の拡大  
平成21年度から、寄附金控除対象限度額は総所得金額などの30%(従来25%)に、適用下限額は5千円(従来10万円)となり控除対象額が増えます。控除対象の寄附先も拡充します。

上場株式等に係る譲渡所得等に係る軽減税率の廃止  
一定の経過措置を設けたうえで軽減税率10%(所得税7%、市民税1.8%、都民税1.2%)が廃止され、平成21年1月1日以後は税率20%(所得税15%、市民税3%、都民税2%)が適用されます。

### 【固定資産税】

新築住宅に対する固定資産税の減額特例の延長  
最初の3年度分(3階以上の中高層耐火・準耐火住宅は5年度分)は固定資産税の税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長し、平成22年3月31日まで適用します。

省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設  
平成20年1月1日以前から所在する既存住宅で、平成20年4月1日~平成22年3月31日に一定の省エネ改修工事を行った場合に、工事が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税の税額1戸当たり120㎡相当分までから3分の1を減額します。

☎市民税課☎内線234(個人市民税)・資産税課☎内線2365(固定資産税)

### 第40回 市長と語り合う会

**テーマ「中学生と三鷹市を語る」**☎秘書係☎内線2010

☎市内在住・在学の中学生  
☎8月6日(水)午前10時~11時30分  
☎市役所3階市長公室  
☎7月28日(月)までに「市長と語り合う会参加希望」・必要事項(上記参照)・語り合いたい内容を記入し、はがきまたはEメールで「秘書広報課秘書係」・☎hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

### 傍聴者も募集します

☎5人(中学生以外も可)  
☎「市長と語り合う会傍聴希望」・必要事項(上記参照)を記入し、はがきまたはEメールで「秘書広報課秘書係」・☎hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)